



# いのちと健康

〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町9-3 労働会館 本館306号  
 TEL 052-883-6966 FAX 052-883-6983 mail [inoken-aichi@roren.net](mailto:inoken-aichi@roren.net)  
 URL <http://inochikenkouaichi.blog.fc2.com/>



劇団演集 『残花』 -1945 さくら隊 園井恵子- の一場面

## 戦時下の『表現の不自由』を演劇で!!

事務局長 鈴木 明男

旧友に誘われて「劇団演集」の『残花』 -1945 さくら隊・園井恵子-』を観た。

出演者に知り合いによく似た人がいる。舞台は戦時中で衣装はモンペ、胸に名札、顔はメイクされている。台詞はもちろん動きや感情が素晴らしい役者になりきっている。まさか・・・。

休憩時間に明るくなった客席でプログラムを見るとやはりというか思った通り「鈴木麻樹子」の名前を見つけた。彼女とは日常的に接してきたが、演劇の話をしたことはない。

今、「表現の不自由」が大問題化しているが「いのちの大切さ」を訴える取り組みは非常に大切である。身近な「文化人」に出会えた瞬間であった。(関連記事 15 頁)

### 目次

戦時下の『表現の不自由』を演劇で!!	1
ハヤト裁判が問いかけるもの	2
いのちの平等を訴え続けて	3
第 30 回なくせじん肺キャラバン	4
中日ビル解体工事説明会	5
出前講座 退職者の職場復帰	6
トヨタ社員労災認定裁判、証人尋問へ	7
シリーズ「人間らしい労働と生活」⑫	8
関生つぶしは何を意味するか	10
元自衛官池田さんの負傷を償え	11
労働法制会学習会Ⅱ・他	12
働く人々の悩みに寄り添う	13
裁判日程	14
エッセイ	15
日程	16

## ハヤト裁判が問いかけるもの

ハヤト裁判は 1 審判決は不当な内容であり、原告は上訴して粘り強く交渉を重ね、和解が成立しました。障害者のいのちの重みは健常者と同じであるという主張がこの裁判のテーマです。

ハヤト裁判の概要を支援する会のホームページから紹介します。

鶴田早亨（つるたはやと）さんは 1984 年生まれです。先天性の自閉症・てんかんがあり重度の知的障害者でした。2006 年、早亨さんは A 市にある障害者支援施設に入所し、本件事故で亡くなるまでここで生活をしていました。

早亨さんには周囲の人が目を離すとすぐにどこかへ行ってしまう障害特性がありました。そのため、家族は施設側に対して、早亨さんから常に目を離さないで欲しいと繰り返し要望していました。

また、早亨さんには食べ物に強く執着する傾向がありました。そして、いつからか早亨さんは、自分で食べ物を食べる時、たくさんの食べ物を次々に口にかき込んでしまうようにもなりました。施設内ではこのことを「駆け込み食い」と呼んでいました。そのため、食事の際、施設では職員が 1 回 1 回小鉢に食事を取り分けて早亨さんに食べさせていました。

2013 年 3 月 22 日、施設の職員が早亨さんから目を離れた際に早亨さんは施設を抜け出してしまい、1 キロほど離れたスーパーでたくさんのドーナツを食べて喉に詰まらせ窒息しました。救急車で病院に搬送されましたが、病院で死亡しました。28 歳でした。

普段は施設内と外部を隔てている「天使の扉」と呼ばれる扉がこのときは開いていたのです。施設側によれば開いていた理由は不明とのことでした。

事件後、施設側から遺族に対して、損害賠償額の提示がありました。しかし、その金額は同年代の健常者の場合に比べるとたった 4 分の 1 程度でした。

2014 年 8 月、遺族は施設側に対して損害賠償を求めて名古屋地方裁判所に提訴しました。

この裁判の中で、施設側は、早亨さんが施設の外に出て食べ物を咽につまらせて窒息死することまでは予見できなかったとか、早亨さんの側にも落ち度があるなどとして、過失そのものを争っています。しかし、早亨さんが外に出てしまったときの具体的状況について不明としながら、自分たちに落ち度はないと主張する施設側の姿勢には到底納得できません。事実経過からして、施設側が早亨さんの窒息死を予見できたこと、そして、早亨さんの側の落ち度が問題にならないことは明らかです。

また、施設側は、損害額の計算において、早亨さんが働いておらず将来も働いて収入を得られる可能性はなかったとして、将来の収入が失われた損害を否定しています（この将来の収入に関する損害を裁判実務では「逸失利益」といいます）。確かに現在の裁判実務では、死亡した人が得ていた収入額を基礎として金額を計算するのが原則です。しかし、この裁判実務は、死亡事故の損害額の計算において、健常者のいのちと障害者のいのちの間に大きな差をつけることを認めるものです。この考えは、すべての人の法の下での平等を定めた憲法第 14 条に違反するものであり、是正されなければなりません。

2018/2/26 ハヤト裁判弁護団



いのちの平等を訴える原告とともに

## いのちの平等を訴え続けて

2月22日の不当判決“請求棄却”の後、3月の控訴から、進行協議を重ねた結果8月19日に和解成立となりました。

和解の条件で、謝罪・再発防止策・解決金、3点の具体的内容については一切公表できません。

協議の過程で、幾度も葛藤がありました。妥協したくない。過失を認めてほしい。これだけたくさんの方々にご協力頂いたのに、“口外禁止”で良いのか。

最終的には弁護団・支援する会事務局とよく話し合い、決断いたしました。

その過程で「この裁判の意義、5年間の間に行ったことを社会に、全国の福祉施設にアピールすることはできる」と前向きに捉えられるようになりました。

2月の地裁判決では本当に驚き、どうして障害者が施設のミスで死んでも、過失は無くても0円で良いのか。

施設は、利用者の命を守らなくて良いのか。施設とは一体何なのかと困惑しました。

そもそも私が事故当初、いちばん憤った事は、施設が早亨の命をととても軽視していたことだったと思い返します。

事故以前の対応を考えても、障害者の人権なんて施設にとっては無いも同然だったから、ぞんざいな対応だったのでしょ。

薬の多用や、原因不明の大怪我等、裁判で証拠をつかみたいと思っていましたが、結局、施設は薬は処方だけ提出し、肝心の投与の記録は提出しませんでした。

疑わしい事はたくさん出しましたが、その状況でも裁判所は施設寄りの判断を下すのだから、障害者の人権や平等を実現するには程遠いと落胆しました。

それでも私は、裁判をやって良かったと思

### ハヤト裁判原告 鶴田 明日香

っています。

まず声をあげなければ、いつまで経っても何も変わりません。

早亨の生前、私たち家族はとても孤独でした。施設の言い分にただ従い、訴える場もわからず、役所にも理解者はいませんでした。

その状況と比べると、寄り添い、応援してくださる方がいるのは、とても幸せなことです。

死後になってしまいました。早亨と母に、理解してくださる方々と合わせてあげられたことがいちばん、裁判をして良かったと思える事です。

ハヤト裁判を支援する会は9月13日の報告集会で解散いたしました。

報告集会が終わったらやっと、「裁判、終わったんだな」と感じました。

今まではどうしても、苦しかった事や悲しかった事ばかりを思い出していたのですが、裁判終結をひとつ区切りに、弟とたくさんある楽しく遊んだり食事をした思い出を、思い出すようにしたいと思います。

皆さまに助けて頂き、長い裁判をたたかった結果、そう思うことが出来ました。ありがとうございました。

これからも障害者運動を行い、他の障害者運動にも参加して、続けていきたいと考えています。



鶴田明日香さん 写真中央 報告集会で

## 第30回なくせじん肺全国キャラバン 愛知行動

建交労愛知県本部副委員長 石村 ひろ江

10月10日、9時より愛知労働局、10時半から国交省・中部地方整備局、午後2時から愛知県の要請を行いました。また12時少し前から、官庁街で働く人たちが昼休み時間のため、県庁前で『じん肺の根絶』を訴える宣伝を行いました。要請行動には建交労愛知県本部・北信越労職合同支部・愛知分会、愛知健康センターなど11名が参加し、宣伝は14名で行いました。

### 愛知労働局要請

労働基準部監督課・雇用環境均等部企画課・総務部から6名が出席され、12項目要請しました。『私たちの提言』については、「じん肺とアスベスト被害の状況や問題点等を、過去から現在まで丹念に取りまとめの上、被害根絶のための具体的な方策をあげられた貴重なものと認識している。当局の労働行政の参考にさせていただく」と回答。アナライザー（アスベストの簡易測定器）については、「2018年に導入済み。建物の解体、改修工事現場に出向いて、アスベスト含有の有無を迅速に測定するときに活用している」とのこと。要請側から「720万円という高価なものだから簡単に購入できない。需要が増えれば安価となり購入しやすくなる。そのためにも情報を流してほしい」と要請しました。

名古屋市内では現在、ビルの建替えが増加傾向にあります。アスベスト対策愛知連絡会で取り組んだ『中日ビル解体工事説明会』の報告を掲載した「いしわた情報」を示しながら「アスベスト問題は真剣に考えて取り組んでほしい」と強く要請しました。

### 国交省・中部地方整備局要請

総務部・企画部・建設部・河川部・道路部・営繕部など8名の方が出席され、6項目の要請をしました。回答の前にトンネル建設工事に従事し、じん肺に罹患し亡くなった労働者・遺族に対し哀悼とお見舞いが述べられました。

要請団からは「回答をご容赦願いますではなく、『国として相応しい対応してほしい』と、地方から強い要請のあったことを本省に伝えてほしい。本省に地方から声を集めることが大事」と強く訴えました。

### 愛知県要請

環境局2名・建設局2名・労働局4名合わせて8名が出席され、7項目の要請を行いました。回答の前に労働福祉課主幹より7団体から要請を受けていることと、「被害の根絶と被害者の早期救済を目指し、長い間活動してこられた皆様の努力とご尽力に深く敬意を表する」と丁寧な挨拶がありました。

『私たちの提言』については、「トンネル建設工事現場、造船所や鉱山などの現場で長年、粉じん作業に従事して、じん肺に罹患した労働者や、アスベスト被害者に対し、十分な救済がなされていない状況や、職場環境がまだまだ十分に改善されていない状況は十分に理解した」と述べ、「県では引き続き労働安全衛生関係法令等の啓発に努めていく」と回答。

7項目中5項目がアスベストに関する要請で、昨年11月にアナライザーを購入したことや、立ち入り検査の際に活用していることなどが報告されました。その立ち入り検査は、平成30年度は613件との報告を受け、平成29年度は472件だったため「解体工事が増えていますね」等のやり取りがありました。



# 中日ビル解体工事に伴うアスベスト飛散防止対策説明会

事務局員 手塚 治男

名古屋・栄の中日ビルは1966年に完成し、回転展望台や文化センター・劇場・屋上ビャーガーデンなどがあって市民に親しまれてきました。

2019年3月全館閉店して4月から解体工事が行われています

愛知健康センターも参加する「アスベスト対策愛知連絡会」は中日ビルの解体工事を請け負った竹中工務店に「アスベスト飛散防止対策」の現場見学会を申し入れました。

その結果、9月10日に名古屋支店で説明会が行われました。

説明会は準備された画像で人員・解体期間・作業者の退場時のセキュリティーゾーンなどについて解説がありました。



竹中工務店での説明会場

朝礼で安全保護具の確認の場面がなく、孫請けなどでは使い捨て式防じんマスク（禁止されている）を使用しているのではないかとという疑問も残りました。

パワーポイントは環境省の「石綿（アスベスト）問題への取り組み、建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル 2014.6」（149頁）の一部でした。

アスベスト作業には、呼吸用保護具として送気マスクなど給気式呼吸用保護具、JIS T8157:2009に適合した面体形及びフード形の電動ファン付き粉じん呼吸保護具などが使用されています。これは電気があること（供給）を前提にした保護具です。

参加者の質問で、「停電が発生した場合の対策？」に説明者は「エンジン発電機を作動させます」と答えていました。対応にどれだけの時間が必要なのか、その間、作業者はどうなるのか説明はありませんでした。

アスベスト、放射線汚染物質など危険な物質を取り扱う作業には、停電を防止する簡易の無停電装置（病院で酸素吸入、手術時に停電させない対策で設置されているキュービクル形式）が必要だと感じました。

厚生労働省は（平成29年度以前認定分の）石綿曝露作業による労災認定等事業場一覧表を公開しています。事業所数10920事業所（建設業の事業所6510事業所、建設業以外の事業所4410事業所）。制度開始以降の申請受付件数は15220件。認定件数は10985件（平成27年度末時点）と発表しています。

読売新聞2017年12月21日付けの朝刊に、2016年度に労災認定を受けた従業員と、石綿健康被害救済法（アスベスト新法）の特別遺族給付金の支給決定対象となった従業員の勤務先が掲載されています。（853社程度）その中に竹中工務店の大阪本店、東京本店、岡山営業所、東北支店の名前が掲載されました。元請け企業は記載されていますが、下請・孫請などの労働者は本当に大丈夫でしょうか。心配になります。

アスベストによる疾病に肺癌、中皮腫、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚などが知られています。本年9月に名古屋市で中皮腫の初めての学術集会在予定されています。

アスベストの飛散防止対策の強化とともに疾病に対する治療方法が大きく前進することを願いながら竹中工務店を後にしました。



# 休職者の職場復帰における基礎知識と実践例を学ぶ

東海法労（東海地域法律関連労働組合） 書記長 熊谷 茂樹

東海法労は9月定例会で愛知健康センター事務局次長の高垣英明さんをお招きし、学習会を行いました。

高垣さんはまず、メンタル疾患による休職者のうち約4割しか職場復帰できていない現実を指摘。過去に実際に携わった事例を幾つか紹介されましたが、中には当事者ご本人が自殺した例もあり、この問題の重さを再認識するところから始まりました。

### 復職の失敗は自殺につながる恐れがある

自殺してしまった例の中には、休職が就業規則の規定ギリギリに達したところで無理に復職をして、結局さらに症状が悪化したというものがあり、「復職が1番大事なのではなく、命や健康、家族こそが大事」と強調され、復職の失敗が自殺の引き金になることの懸念を語られました。模範的な成功例として紹介されたのは、実際に休職と復職を経験された方ご自身の講演会で高垣さんが聞かれたもので、当事者本人がメンタル問題の教官で自身の疾患に対する十分な知識があり、また、職場や家族も一定の知識や理解があったため、スムーズな流れが作れ、成功につながったとのことでした（しかしそれでも、復職で終わりではなく、その後が本当に大変だったのだというもの）。

### 精神疾患は「心の労働災害」

更に、仕事が原因の精神疾患は「心の労働災害」であり、労災申請をすべきだと強調。平成30年度の労災認定者数（精神疾患）は465件と少ないが、認定に至るまでの困難さもあれど、そもそも申請数が少ないことを指摘しつつ、自分の周りにいる人が仕事が原因の精神疾患になったら、「迷わず健康センターに紹介してほしい」と。そして、復職にあたっては、何よりも職場ごとの「職場復帰支

援プログラム」が作られるべきだが、それがあっても機能していない場合も少なくなく、職場や家族、自分自身の無理解が起因しており、その問題も解決していかなければならないと訴えられました。関連して「精神科医の選択」の問題にも言及。残念ながら、精神科医の中には職場で起こるメンタル疾患や労災問題のことをわかっていない人もおり（労災指定の医療機関には精神科医が圧倒的に少ない）、主治医と産業医の密接な連携が重要であるとも指摘されました。

### 学び活かすことが大事

最後に高垣さんは「家族や同僚にメンタル不調者が出たらどうするか」と投げかけました。大事なのは「学び活かすこと」であると。事業者の法的責任、国の指針、職場復帰の実践例（成功例、失敗例）、労災補償制度、精神医学の基礎、心の健康づくり、そして傾聴法など・・・学ぶことはたくさんありますが、今回のような機会でも繰り返し学んでいくことや、身近に触れたときに真剣に向き合っていくことが大事だと思いました。しかし、究極的には「出たらどうするかではなく「予防」の考えが必要なのだということも改めて認識した学習会でした。



講師の高垣さん 左端

# トヨタ社員労災認定裁判、いよいよ証人尋問へ

トヨタ社員の労災認定裁判を支援する会 中村 一三

10月17日、名古屋地裁1103法廷で第18回口頭弁論が開かれました。しかし弁論は数分で終了し、非公開での進行協議に引き継がれました。進行協議では、証人尋問をめぐる調整がおこなわれ、尋問期日と証人が決まりました。

第一回は、来年の2月10日に原告側証人として被災者の同僚CさんとSさんの2名、被告側証人として同僚と上司の部長とグループリーダーの3名、計5名の尋問を午前9時45分から終日おこなう。第2回は、2月13日の午後1時から夕方まで、被告側2名(同僚)と原告である奥さんへの尋問、という予定です。そして、12月23日10時からの法廷と進行協議で細部を詰めることになりました。

公判終了後、支援者は裁判所西隣のKKRホテルに移動して、支援する会・第4回総会を開催しました。

総会では、まず支援する会の代表の若月忠夫さんが1年間の経過報告と活動方針を提起し、以下の点を強調しました。

「この労災認定への取り組みは被災者の残したメモから出発し、同僚を見つけ出し、メモを読み解き、パワハラの実証を得るところまで来た。弁護団の粘り強い奮闘があった。そして猿田先生、天笠先生に意見書を書いてい

ただき、トヨタの働かせ方の過酷さを余すところなく明らした。残業ゼロでも過労死を発生させるトヨタの働かせ方がある、このことを裁判官に理解してもらわなければならない。今のトヨタはもっとひどくなっている。内野さんの裁判以降、『創意工夫提案』は高額のものを除いて業務として認めてこなかった。しかし今年1月から全部を業務にし、提出を強制している。そんなに提案があるものではない。大きなストレスになっている」

梅村先生からは、冒頭に紹介した進行協議の内容の報告とともに、原告側から申請した証人について紹介がありました。

「同僚であったCさんは被災者とともに上司からパワハラを受けて退職し他の大手企業の社員として現在アメリカに在住している優秀な若手技術者で、証言のために自費で帰日してもよいと言ってくれている。もう一人のSさんは被災者の手書きノートをすべて解読してくれた人で、現在は退職していますが、当時は海外支援グループに属していて被災者が担当した中国関連業務に詳しく、『すべて話すよ』と言ってくれています」

最後に原告からお礼と決意が述べられました。「長い間のご支援ありがとうございます。気持ちが揺らぐときもありましたが、皆様の支援が励みになりここまでやってこられました。証人尋問に向け、私の思いをしっかりと伝えられるように準備していきます」

また討論の中で会計負担を軽減するために会報の発送をメールに切り替えたかどうか、進行協議を公開法廷でやるようにできないのかなどの提案があり、前者については検討することになりました。



正面左から若月事務局長、原告、梅村弁護士

## 第12回 トヨタの「働き方・働かせ方」(2)

—いわゆる「トヨタ生産方式」と「ストレス・パワハラ」—

私が中京大に赴任し、トヨタ研究・調査を始めて以来41年になる。私が最初に弁護士に依頼されて裁判の証言台に立ったのは「トヨタマンの殺人事件」であった。それ以来、「過労死」裁判、「過労自死」裁判、「労災」・「うつ病」・「パワハラ」裁判などに関わってきた。ここでは【1】で、トヨタ生産方式が生み出さざるを得ないトヨタの「働き方・働かせ方」について論じ、【2】では、パワハラにより「過労自死」した、現在進行中のOさんのケースについて、みておきたい(次号)。

### 【1】トヨタ生産方式と「働き方・働かせ方」

#### (1) トヨタ生産方式

トヨタ生産方式はアメリカのMITグループによって「リーン・プロダクション・システム」と名づけられ世界に普及した。トヨタ生産システムはジャスト・イン・タイム(JIT)とニンベンのついた「自働化」を二本の柱とし「生産に流れをつくりだす」システムである。その運用手段として「カンバン」が使われたことから「カンバン方式」とも一般的に言われている。JITとは、「必要な品物を、必要な時に、必要な量だけ手に入れる」ということで、現在では、「フォード・システム」のように倉庫・在庫や検査工程をほとんど持たずに設計から生産・販売までを行なう納期厳守のシステムとされている。そのためには部品は不具合を出してはならず、「品質を工程で造り込む」ことが必要とされる。これがいわゆるニンベンの付いた「自働化」である。何か問題が生じた場合には、「ラインをストップ」する。その結果、トヨタ生産方式には必然的に「長時間・過密労働」を生み出す性質を備えている。

しかも、QCサークルや「創意くふう提案」などによる従業員の「改善活動」によって徹底した「コスト削減」が図られる仕組みがシ

#### 愛知健康センター理事長 猿田 正機

システムの中に組み込まれている。これは間接部門として例外ではない。そのため、マイク・パーカーなどのように、これを「ストレスによる管理」と呼ぶアメリカの学者もいる。

トヨタ生産システム下での働き方の特徴は、トヨタの労働者にとって、担当する業務そのものは言うまでもなく、インフォーマルな人間関係諸活動や労働組合活動も実質的に仕事そのものになっていること、また、絶えず頭を使い、経営者的立場で、仕事の改善を義務づけられていることである。それをしっかり身につけた従業員を、いわゆる「トヨタマン」という。

#### (2) トヨタの過重労働

トヨタ研究者の中には、メインの仕事だけをみてトヨタの労働のきつさを評価する人が多いが、それはトヨタシステムの無理解である。トヨタは、いわゆる「少人化」を重視しており、担当している労働が容易になった場合には他の仕事を振り分けるなどして労働を平準化するため、労働密度は常に高くなっている。そのためトヨタの場合には、個々の仕事の負担が重いか軽いかだけでは、労働者の苦勞は何もわからない。トヨタでは労働時間管理がきわめて厳格であり、たとえば、複数の業務を抱えた従業員が、そのなかの一つの仕事が障害にぶつかりと全体の一つ一つが、より大きな負担となって押し掛かってくることはよくあることである。

トヨタの労働時間は生産ラインが動き始めた時点が労働時間の開始で、いわゆる「労働に付随する時間」を労働時間に含めていない。ホワイトカラーの場合には、部署にもよるが、コンピューターが稼働し始めた時間を労働の開始時間とするのが、トヨタでは一般的である。本来ならば、労働のための拘束時間とし「労働時間」に加えるべき「余裕時間」もヨ

ヨーロッパなどとは違って除外されている。

「トヨタ生産システム」そのもののなかに労働を長時間・過密労働を余儀なくさせる要素を多く含んでいるが、それだけではない。それに加えて、トヨタの人事管理や労使関係にもそれを促進させる要素が多分に含まれている。それを私は、トヨタのモチベーション（動機づけ）管理として論じてきた。その柱は、①経済的・社会的刺激による「動機づけ」、②要員管理による「動機づけ」、③行動科学の利用による「動機づけ」、そして長時間・過密労働を規制できない、圧倒的に会社側に有利な「トヨタの労使関係」として整理した。トヨタの場合には、現在では、労働組合はほとんど自律性を喪失しているためトヨタの経営陣が最も重視しているのは①の賃金による「動機づけ」と②の「少人化」である。相対的に高賃金と言われるようになったトヨタの賃金であるが、トヨタは総額賃金管理を重視し、2019春闘では、とうとう賃上げ額を公表しなくなった。その理由が、関連企業との賃金格差の縮小のためと言うから驚きである。職種別の時間当たり賃金（賃率）というは、ヨーロッパでは労働者や国民が連帯するための土台となるものである。公表しないということはありえない。

このような「動機づけ管理」を素直に受け入れ、「トヨタウェイ」を身につけた従業員の育成＝「人づくり」をトヨタは最も重視している。いわゆる「トヨタウェイ」というのは、2001年4月に「トヨタウェイ2001(The Toyota Way 2001)」として取りまとめられたものであり、その内容は、「知恵と改善」「人間性尊重」という2つのテーマが柱となっている。

### （3）企業別組合・企業意識と労働者連帯の喪失

また、トヨタ労働組合は「企業別組合」であり、ユニオンショップ制をとっている。人事課員などの若干の例外を除き、係長以下の全員加盟制で、労組に入らないことは基本的に認められていない。トヨタ労組は会社側と共同宣言を出し、「労使相互信頼・相互責任」を謳っており、欧米のような労使による団体

交渉は行なわず、「労使協議会」での話し合いがもたれている。これは実質、愛知県など教育現場で行なわれている「報連相」（報告・連絡・相談）と同じである。職場の仲間が話し合ってものごとを決定することは認められていない。

日本の労働運動には連帯賃金制度が欠けているが、労働者の連帯が完全に崩壊しているもう一つの例をあげよう。トヨタでは人手不足が広がるなかで、期間工の登用が増えているが、新規の期間工が来ると、職場の常用労働者はきわめてハッキリとした態度をとるといふ。休んだりする期間工がいると、露骨に止めるように仕向けるといふ。また、休まず黙々とよく働く期間工には、再契約を進め、その際には、ぜひこの職場へ来るように誘うといふ。現在、教師間のいじめがマスコミを賑わしている。連帯的な先任権制度というルールのあるスウェーデンなどとは全く違った、労働者間での排除の論理が職場でもみられるのである。

#### 【追記】一尾崎行夫さんとの別れー

ここで忘れずに書いておきたいのは、長年、トヨタで働き、たたかい続け、この7月に亡くなった尾崎行夫さんのことである。私のトヨタ研究は彼なしには続けてこれなかったと思う。彼は早い時期から定期的に資料・情報を私に送り届けてくれた。彼にはどう感謝してもし過ぎることはないだろう。退職後は、仲よく夫婦で国内外のクルージングへ出かけ、奥さんも、それを本当に喜んでいた。死を予期し始めてからは、大きな手術の前には、二人と喫茶店や食堂で会って長いこと話し合った。その時、先の「トヨタ過労自死」裁判の「意見書」を手渡したが、これが彼に対する最後の報告となった。

彼の死は、娘さんからの電話で知った。娘さんによると、奥さんは涙、涙で私に電話ができず、結局、娘さんからの連絡となったとのこと。その時、私は故郷の北海道におり、電話を受けた妻からのメールで知ることになった。少し落ち着いたなら、ゆっくり奥さんと尾崎さんのことを語り合いたいと思っている。

# 関生労組つぶしは何を意味するか

熊沢誠 甲南大学名誉教授の講演討論集会

関西生コン労組つぶしを許さない東海の会 I M

2018 年来、関西の労働組合、全日本建設運輸連帯労組関西生コン支部に対する、組合潰しを狙った国家権力による常軌を逸した弾圧が続いている。この弾圧に抗議し、跳ね返す運動に連帯するために6月に結成された「関西生コン労組つぶしを許さない東海の会」の主催で、9月21日、「存亡の危機に立つ労働組合と憲法 28 条—関生労組つぶしは何を意味するか」と題して労働問題研究者の熊沢誠名誉教授の講演討論集会が名古屋市熱田区の労働会館で開催された。東海地区で労働組合運動や市民運動をになう方がた 130 名が、立場を超えて集まった。

## 熊澤氏の講演要旨

今回の弾圧が、近年の労働組合運動の衰退の下で、刑事、民事免責を無視し、ビラ配布や現場でのコンプライアンス活動など当たり前の活動を「恐喝」や「威力業務妨害」として逮捕・起訴する戦後最大の常軌を逸した弾圧であると指摘。関生支部の運動は日本の労働組合運動で今日例外となったまっとうな組合であるがゆえに弾圧のターゲットにされた。それは、非正規労働者をも組織する産業別労働組合であり、大手ゼネコンやセメント会社の狭間で 過当競争を強いられ、絶えず不安定な経営状態にあった生コン事業者を協同組合に組織し、経営の安定化をはかり、その下で労働者の労働条件の改善をはかるという経営者と「一面共闘 一面闘争」を推進 大きな成果をあげてきた。今回の弾圧は、このような関生の労働組合としての存在を許さないという国家権力の意志を示している。委員長をはじめとする 80 名以上の組合員の逮捕と長期勾留それに乗じて協同組合の相方である大阪広域協による関生組合員の解雇要求とそれに応じなければ仕事を回さないといった恫喝、公然たる不当労働行為が行われている。

労働者にとって民主主義の真髄は by the

people だ。生活に深刻な影響を及ぼす事柄への当事者の決定権こそが民主主義の内容だと考える。産業民主主義だ。それは憲法 28 条（労働三権）が保障した労働組合運動を通じて実現できる。護憲を語るなら関生の問題を避けることはできない。それにしても労働組合ナショナルセンターや、共産党、立憲民主党等「左翼陣営」の沈黙は異常である。さらにマスコミの恐るべき無関心。ファシズムは、表現の自由抑圧とともに労働組合運動弾圧から始まる。労働者の組織的抵抗がなくなったとき民主主義は崩れ去る。関生の運動はわたしたちの問題だ。この問題を政治問題にする必要がある。



関生労組 N 組合員の「不当逮捕され、勾留中に解雇。釈放後は、就職の道は閉ざされ困窮している。迷いがあつたが、集会参加者から頂いた励ましを背に、困難に立ち向かっていきたい」という発言が参加者に大きな感銘を与えた。

11 月 16 日、大阪で開催される関生弾圧を許さない全国集会に東海の会から貸切バスで参加します。大勢のみなさまにこの運動に参加していただきたい。弾圧に抗して闘う関生支部へのカンパ、大津地裁、大阪地裁の裁判傍聴支援をお願いしたい。

関西生コン労組つぶしの弾圧を許さない東海の会 公式サイト

<https://kannama-tokai.jimdofree.com/>

自衛官を戦場に送るな！

## 国はイラク派遣 元自衛官池田さんの重篤な負傷を償え！

近森 泰彦

2008年4月17日、名古屋高裁青山裁判長は「航空自衛隊の空輸活動は政府と同じ憲法解釈に立ち、イラク特措法を合憲とした場合であっても、武力行使を禁止したイラク特措法2条2項、活動範囲を非戦闘地域に限定した同上3項に違反し、かつ、憲法9条1項に違反した活動を含んでいることが認められる」と明確に自衛隊イラク派兵を違憲と判断しました。バクダット空港への輸送活動の為の飛行の際に地対空ミサイルを回避するための兵器であるフレア（火炎弾）を臨時装備しており、イラクへの出発前、硫黄島においてフレア訓練を実施しており、実際にバクダット空港での離着陸時にフレアが自動発射されている。久間防衛相（当時）は「一歩間違うと命に影響する。刃の上で仕事をしているようなもの」と答弁しています。しかし小泉総理は「自衛隊のいる所が安全な地域だ！」とあいまいな言葉でイラク派兵を容認する答弁をしました。

池田頼将さんは小牧基地から通信員としてクエートに派遣され現地では通信係のクルーチーフを務めていました。派遣された時期は名古屋高裁判決の出される2年前、2006年4月から8月の間でした。同年7月4日にクエートの米国基地内で行われたアメリカ独立記念日を祝うマラソン大会に同僚らと参加し走行中、アメリカ軍兵員輸送大型バスに撥ね飛ばされ意識不明になり重篤な怪我を負わされてしまいました。

基地内には簡単な怪我程度の治療設備しか備えがなく適切な治療が受けられないため池田さんは直ちに本国送還を申し出ました。派遣隊員が負傷すれば予備隊員を代わりに送る体制が整えられていることをイラク派遣時に説明を受けていました。にもかかわらず司令官は事故を隠すために池田さんを現地にとどめ勤務を続けさせました。池田さんは立っ

ていることができず勤務中は長椅子に横になっていました。このため今も後遺症に悩まされています。帰国後、新潟に配転されこの地で同僚による暴力的ないじめが始まり、航空自衛隊高官から退職強要されるなど精神的に追い詰められうつ病を患い2011年に退職することになってしまいました。

その後2012年、国（自衛隊）に対し治療の保障と損害賠償を求めて提訴、7年を経てやっと今年の11月に名古屋地裁判決を迎えることになりました。この間、有志による裁判支援運動を続けてきました。

安倍政権は戦争する国づくりを強行し、アメリカに従属した「軍隊（自衛隊）」を世界各地の紛争地帯に送り出す仕組みを作ってきました。2013年12月、秘密保護法強行採決、2016年4月、盗聴法（通信傍受法）の範囲拡大、2017年、共謀罪強行採決と続き憲法9条の空文化の道をたどりながら「戦後政治の総決算」がすすみ軍事国家の姿が眼前に現れつつあります。

池田裁判で問われていることは安倍政権の戦争する国づくりと重なり、発端となったイラク戦争（戦場）へ自衛隊派遣に伴う自衛官の生命、安全が問われる裁判になってきています。

11月26日13時10分からの名古屋地裁判決法定傍聴にぜひおいでください。



フレアを発射するF-15  
（インターネットより）

## 愛知労働局の監督官を講師に

### 「働き方改革」関連法を学ぼう II

本年4月より「働き方改革」の施行にあわせて愛知健康センターの事務局員は前回(5/13)改正された8つの分野の内、労働時間と年次有給休暇な改定について監督行政である愛知労働局の山脇薫監督官から受講することができました。

好評につき2回目をお願いしたところ9月9日に行うことができました。

内容はパートタイム・有期雇用労働者と同一労働と同一賃金について、雇用環境・均等部の指導主任の旭 香保理 氏。働き方改革関連法に基づく労働安全法の一部改正について労働衛生専門官 藻谷 岳志 氏に講演をして頂きました。

## 「過労死110番」を今年も行います

今年は受付日数を増やしてお悩み相談を受付いたします。

長時間労働、パワハラ、うつ病など

**一人で悩まず、先ず電話**

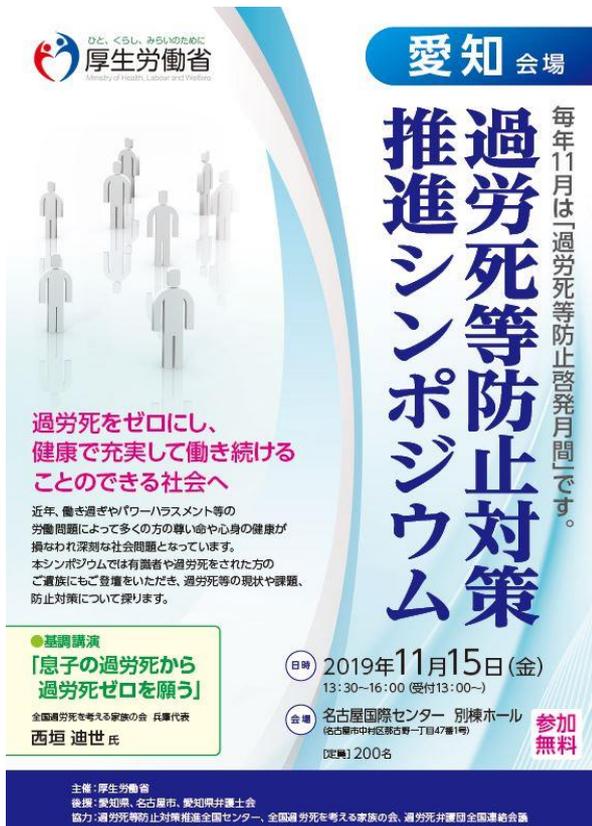


**11月18日(月)~23日(祝)**

**いのちと健康・過労死110番**

午前10時から午後4時まで  
相談無料 052-883-6966

過労死等防止対策シンポジウムのチラシを街頭宣伝などで配布しています。



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

愛知 会場

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

**過労死等防止対策  
推進シンポジウム**

過労死をゼロにし、  
健康で充実して働き続ける  
ことのできる社会へ

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の尊い命や心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。本シンポジウムでは有識者や過労死をされた方のご遺族にもご意見をいただき、過労死等の現状や課題、防止対策について探ります。

●基調講演  
「息子の過労死から  
過労死ゼロを願う」  
全国過労死を考える家族の会 兵庫代表  
西垣 迪世 氏

日時 2019年11月15日(金)  
13:30~16:00 (受付13:00~)

会場 名古屋国際センター 別棟ホール  
(名古屋市中区栄区森町一丁目47番1号)  
定員 200名 参加無料

主催:厚生労働省  
後援:愛知県、名古屋市、愛知県弁護士会  
協力:過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議

親しみの持てる  
紙面づくりの一環として

詩・俳句・短歌・川柳  
などを募集いたします

また、お気に入りの本の紹介や、写真、徒然思うことを投稿していただいてもかまいません。奮って投稿してください。

投稿先は愛知健康センターへお願いします。

**(株)アクセスコア・ストレスケア部**  
信頼・安心のストレスチェック

メンタルケアの専門家の医師(日医・産業医資格、名古屋大学名誉教授)を顧問に信頼できるストレスチェックを行います。

質問票1人あたり600円、結果をお知らせします  
その他医師による面接、集団分析を行います。

**問い合わせ**

愛知健康センター 電話 052-883-6966

E-mail [inoken-aichi@rouren.net](mailto:inoken-aichi@rouren.net)

# 働く人々の悩みに寄り添う産業カウンセラー協会

日本産業カウンセラー協会中部支部事務局長 河川 則之

一般社団法人日本産業カウンセラー協会は働く人々の悩みに寄り添い、生き生きと働き続けられることを支援しようと 1960 年 11 月に創立され、以来半世紀以上にわたり産業カウンセラーの養成と産業界におけるメンタルヘルス対策等に取り組んでまいりました。現在で

は全国に 13 支部を置き約 30,000 人の「産業カウンセラー」会員が各職場において人事・総務や産業保健関連職として活躍しております。



## 働く人のメンタルヘルス対策支援は緊急課題

私が所属する中部支部は、愛知県を始めとする東海・北陸の 7 県を担当しておりますが、約 3,500 人の会員を擁しているいろいろな分野で活動しております。

昨今、厳しい経済環境等の下で多くの働く人々が心の健康を脅かされており、個人及び組織のメンタルヘルス対策への支援は緊急課題となっております。

日本産業カウンセラー協会は、産業カウンセラーの活動領域として「メンタルヘルス対策への支援」、「キャリア開発への支援」、「職場における人間関係への支援」の 3 つを掲げ、これらの活動を継続的に推進しているところです。特に職場における過重労働対策や自殺予防対策として個別カウンセリングの果たす役割は大きいと思料されます。

また、中部支部は、2014 年 5 月より、国土交通省「南海トラフ地震対策中部圏戦略会議」の構成員（ライフライン等関係機関）となり、緊急時の被災者及び支援者の心のケアを担うこととなりました。

## 働きやすい職場づくりのお手伝い

私どもは長い経験をもとに産業カウンセラー及びキャリアコンサルタントの養成を行うとともに、官公庁、各種団体及び企業等のご依頼を受けてカウンセリングやメンタルヘルス・ハラスメント・コミュニケーション等の研修受託や ADR（裁判外紛争解決手続）の活動を行っております。今後とも働く人々が「働きやすい職場づくり」のお手伝いを続けてまいりますので、一層のご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

## 産業カウンセラー養成講座受講者募集！

信頼関係を築く「傾聴」スキルを学んで人間関係力を磨こう！！

現在、産業カウンセラー養成講座受講者を募集しています

詳しくはHPで <http://www.counselor.or.jp>

〒461-0005 名古屋市中区東栄1-9-26 IKKOパーク栄ビル4F

## （一社）日本産業カウンセラー協会 中部支部

TEL：052-618-7830 FAX：052-957-5651

Email：cosmos@counselor.or.jp

半世紀以上の歴史、信頼と実績の心理職

# 裁判の進行状況と裁判日程

公正で道理ある判決を求めます。多くの市民が注目しています。  
あなたも署名にご協力下さい。また傍聴に参加して下さい。

<p><b>寺井土木関岡労災認定裁判</b></p> <p>工務部長として受注工事の施工を統括管理。自らも「砂川」の工事担当、再三の契約変更で困難な業務に。会社の資材置き場で自死。2018年4月11日名古屋地裁不当判決！名古屋高裁2019年8月9日不当判決。原告の証言に変遷があり、信用できないと断じ地裁判決を追従した不当判決。最高裁へ上告。11月9日午後、支援する会総会を弁護士会館西三河支部で開催予定。</p>	<p><b>ティーエヌ製作所岩永労災認定裁判</b></p> <p>業務中の災害(片眼失明に伴う心因反応)に対する労災認定を求める行政訴訟。10月31日は原告側より休業補償給付に関する主張を行います。被告の反論を待って証人尋問に関する審問となっていくと思われれます。</p>
<p>原告:妻</p>	<p>原告:被災者本人</p>
<p>被告:国</p>	<p>被告:国</p>
<p>最高裁</p>	<p>10月31日(木)13時30分</p>
<p>最高裁</p>	<p>弁論準備</p>
<p>最高裁</p>	<p>名古屋地裁201号法廷</p>
<p><b>やまぜんホームズ大迫労災認定裁判</b></p> <p>過労とパワハラで自死。労災認定を求める行政訴訟。被災者の、被災前六ヶ月間の時間外労働時間は、平均100時間47分に上る準備書面を提出。また、証人尋問に向けての準備書面も提出した。裁判所から、今後の進行について弁論準備の形で非公開で行いたいとの提案。裁判官が交代。原告・被告双方の争点整理。支援する会総会を12月14日(土)13時30分、津島民主商工会会議室で開催予定。</p>	<p><b>中部電力新入社員労災認定裁判</b></p> <p>入社四カ月目に主担当となり、会社の十分な支援がない中、過重な任務とパワハラにより、入社七カ月で自死。名古屋地裁で弁論継続中。被災者が「産業論文」の執筆に苦勞し、何回も書き直しをさせられていた証拠を示し準備書面を提出。さらに新入社員試用期間中に過大な業務が重なっていたことを主張する準備書面を提出。</p>
<p>原告:妻</p>	<p>原告:母親</p>
<p>被告:国</p>	<p>被告:国</p>
<p>11月15日(金)10時</p>	<p>11月25日(月)11時</p>
<p>進行協議</p>	<p>□頭弁論</p>
<p>名古屋地裁201号法廷(傍聴可能)</p>	<p>名古屋地裁1103号法廷</p>
<p><b>市バス運転士山田損害賠償請求裁判</b></p> <p>市バス運転士の公務災害は認定されたが、名古屋市と交通局に対し謝罪を求めて損害賠償請求裁判を提訴。原告・弁護団は、交通局の、労基署の指導を受けた36協定違反問題、被災者に押しつけられた乗客転倒事故、パワハラ行為を指摘し、交通局が安全配慮を怠ったことを明らかにしている。</p>	<p><b>トヨタ社員労災認定裁判</b></p> <p>トヨタ自動車技術社員が過重労働と上司のパワハラでうつ病を発症し自死。トヨタ自動車に対し、裁判所から文書提出命令がだされ、黒塗りが外された週報などの一部が明らかになり、弁論が再開された。原告・弁護団では、専門医の意見書も提出。また、研究者による「トヨタ生産方式」の問題点を指摘する意見書も提出。KKRホテル名古屋4階会議室にて総会を開催。<b>証人尋問法廷の日程は、2月10日(月)9時45分、2月13日(木)13時の予定。</b></p>
<p>原告:両親</p>	<p>原告:妻</p>
<p>被告:名古屋市と名古屋市交通局</p>	<p>被告:国</p>
<p>12月16日(月)13時20分</p>	<p>12月23日(月)10時</p>
<p>□頭弁論</p>	<p>□頭弁論後、進行協議(非公開)</p>
<p>名古屋地裁1103号法廷</p>	<p>名古屋地裁1103号法廷</p>
<p><b>十六銀行員労災認定裁判</b></p> <p>入社した年の12月に、人員削減による業務多忙(仕事関係の資格取得準備)と上司のパワハラにより自死。弁護団は時系列の上申書を提出。裁判所から、「原告の言いたいことが多い。争点を絞ってほしい」と発言。原告弁護団は、出来事の時系列を整理し要件事実を整理した準備書面を次回提出予定。</p>	
<p>原告:父親</p>	<p>被告:国</p>
<p>12月26日(木)13時30分</p>	<p>弁論準備</p>
<p>弁論準備</p>	<p>名古屋地裁201号法廷</p>
<p>名古屋地裁201号法廷</p>	<p>名古屋地裁201号法廷</p>

## 移動演劇隊『残花』-1945 さくら隊 園井恵子-

鈴木 麻樹子

高校時代から、お芝居を仲間と一緒に作っていくのが好きでした。そのまま、今は社会人劇団で活動しています。同じ脚本をもとにお芝居を作っても、演出や演者の解釈によって大きく変わるのが演劇の面白いところだと思います。今年は、7月下旬に、名古屋で創立70年の歴史を持つ劇団演集さんの演劇公演『残花』-1945 さくら隊 園井恵子-に客演をさせていただきました。戦争体制の一部として組織された、“移動演劇隊”に所属し、広島で被爆した演劇人たちを描いた作品です。出演するにあたって、まず当時のことを知らなくては、ということで、出演者には演集さんが資料を配ってくださったり、予定が合う人は広島へ行き、原爆資料館や慰霊碑を見学したりなど、大変勉強になる機会でした。

戦時下、演劇を続けるためには、移動演劇隊に所属し、軍の指示で各地を演劇慰問する旅の日々でした。脚本もちろん、当局の検閲下にありました。元々、移動演劇隊の存在は知っていましたが、活動自体が戦争協力であることから、少し嫌悪感を持っていました。ですが、当時当局に表立って抗った結果は、投獄や男性は徴兵後に最前線へ配置されるなど、命に関わる苛烈なものだったということをおぼえれば、規制の中で、文化の在り方をどうにか守っていくために奮闘した人達を批判するのみで理解しようとしなないことは、あの戦争を一面的に捉えることになるのでは、と思い直しました。そして詳しく知る中で、抗いかたには、色々な形があるのだとも思うようになりました。当時、国策への協力は前提としながらも、幸福を追求する人間の姿を描いた素晴らしい作品も生み出されています。移動演劇隊の活動によって、地方の農村などでは演劇に初めて触れた人々もいました。そのことは戦後、全国的な演劇運動につながっていったそうです。戦争協力が正しかったとは決して思いませんが、自分が今享受する文化がそういった歴史をも経ていることは、知らなければいけないことだったと強く感じました。

そして何より、そんな状況下でなければ、戦争協力など決して果たさなかつたらう人々が、様々な分野において、多くいただろうということをおぼえれば、どんな理由であれ、戦争を始めることを許してはいけないのだと改めて実感しました。



鈴木麻樹子さん(左端)

# 2019年11月・12月の日程

(2020年1月・2月の日程を一部含む)

月 日	曜日	時刻	事 項	場 所
11月3日	(日)	13:00	憲法九条を守ろう 愛知県民の集い	名古屋市公会堂
11月3～4日	日～月		ホームでいのちを落とさない全国集会	労働会館2階会議室
11月4日	(月)	10:00	愛知健康センター事務局会議	愛知健康センター事務所
11月5日	(火)	17:00	過労死シンポ街頭宣伝	地下鉄市役所駅
11月6日	(水)		全国過労死を考える家族の会厚労省要請	東京
11月7日	(木)	14:00	アスベスト対策愛知連絡会	労働会館2階会議室
		17:00	過労死シンポ街頭宣伝	金山総合駅南口
11月8日	(金)	13:30	過労死防止対策シンポジウム三重会場	四日市商工会議所ホール
11月9日	(土)	10:30	過労死シンポ街頭宣伝(弁護士・家族会・愛知健康センター)	栄交差点
		13:00	寺井土木関岡さん労災認定裁判を支援する会総会	愛知県弁護士会館西三河支部
11月10日	(日)	11:30	愛知健康センターの街頭宣伝	金山総合駅南口
11月11日	(月)	10:00	愛知健康センター三役会議	愛知健康センター事務所
11月12日	(火)	13:30	過労死防止対策シンポジウム岐阜会場	長良川国際会議場大会議室
11月13日	(水)	8:00	栄総行動	
		15:30	名古屋市教職員労働安全衛生委員会傍聴	名古屋市教育委員会
11月14日	(木)	17:00	過労死シンポ街頭宣伝	金山総合駅南口
11月15日	(金)	10:00	やまぜんホームズ大迫労災認定裁判	名古屋地裁201号法廷
		13:30	過労死防止対策シンポジウム愛知会場	国際センタービル別棟ホール
11月17日	(日)	13:30	愛労連30周年	KKRホテル名古屋
11月18日	(月)	10:00	愛知健康センター事務局会議	愛知健康センター事務所
11月18～23日	月～土	10:00	いのちと健康・過労死110番	愛知健康センター事務所
11月25日	(月)	10:00	愛知健康センター三役会議	愛知健康センター事務所
		11:00	中部電力新入社員労災認定裁判	名古屋地裁1103号法廷
11月26日	(火)	13:30	元自衛官池田さん国家賠償請求裁判判決	名古屋地裁1104号法廷
11月28日	(木)	13:30	啓発授業	刈谷東高校
11月29日	(金)	18:00	櫻井さん出版記念パーティー	労働会館2階会議室
11月30日	(土)	13:30	ユニオン学校(木下講演)	労働会館2階会議室
11/30～12/1	土・日		全国学校労安学習交流集会 第3回全国実践交流集会	東京・全国家電会館
12月2日	(月)	10:00	愛知健康センター事務局会議	愛知健康センター事務所
12月9日	(月)	10:00	愛知健康センター三役会議	愛知健康センター事務所
12月13日	(金)		いのちと健康を守る全国センター総会	東京
12月14日	(土)	13:30	やまぜんホームズ大迫労災認定裁判を支援する会総会	津島民主商工会2階会議室
12月16日	(月)	10:00	愛知健康センター事務局会議	愛知健康センター事務所
		13:20	市バス山田さん損害賠償請求裁判	名古屋地裁1103号法廷
12月23日	(月)	10:00	トヨタ社員労災認定裁判	名古屋地裁1103号法廷
		14:00	愛知健康センター三役会議	愛知健康センター事務所
12月26日	(木)	13:30	十六銀行員労災認定裁判	名古屋地裁201号法廷
12月27日	(金)	10:00	臨時事務局会議・大掃除・忘年会	愛知健康センター事務所
1月6日	(月)	9:45	愛知健康センター三役会議	愛知健康センター事務所
1月9日	(木)	13:00	愛知健康センター理事会	労働会館2階会議室

**毎年11月は、「過労死等防止啓発月間」です。過労死をゼロに!**